

住吉中学校父母教師会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は住吉中学校父母教師会と称し、事務所を同校内に置く。
- 第2条 本会は住吉中学校の生徒の父母（父母に代わるものを含む。以下同じ）及び教職員をもって組織する。
- 第3条 本会の会員は、会務運営のための会費を分担する。
- 第4条 本会の会務運営のため通学区毎に地区会を設ける。
- 第5条 本会の事業運営のため専門部を置く。
- 第6条 本会の会務運営のため学年会を置く。
- 第7条 前3条の規定に基づく地区会及び専門部、学年会の事項は別にこれを定める。

第2章 目的及び事業

- 第8条 本会は会員相互の提携協力により学校教育及び社会教育に寄与し、生徒の福祉を増進することを目的とする。
- 第9条 本会は宗派または政党に偏した行動をしない。また、他のいかなる団体からも支配や干渉を受けない。
- 第10条 本会は第8条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 学校と家庭との緊密な提携
 - (2) 教育施設及び教育環境の改善
 - (3) 教育の振興に関する調査研究並びに建言
 - (4) 生徒の保護及び学習の奨励援助
 - (5) 生徒及び青少年の補導並びに成人の教育改善
 - (6) 会員相互の教養研鑽
 - (7) その他本会の目的を達成するために必要に事業

第3章 役職員

- 第12条 本会に次の役員を置く。
- 会長1名 副会長3名 会計2名（教職員1名） 事務長1名 事務次長1名（教職員）
庶務若干名（各学年会長，教職員） 監事若干名
- 第13条 本会に事務補助員（1名）を置き、会長が委嘱する。
- 第14条 役員は、選考委員会で、各学年から出された推薦名簿により選考し、総会の承認を得る。ただし、立候補する者は、選考委員会の開催される前日まで選考委員に申し出るものとする。また、新入学生徒の保護者からは、副会長1名、監事若干名を選出する。選出は入学式後のPTA入会式で選考委員長が行う。
- 第15条 選考委員会は父母教師会役員で組織する。
- 第16条 会長は会務を統括し本会を代表する。
- 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
- 会計は本会の会計を掌理する。
- 事務長は会長の命を受け本会の事務に従事し、事務次長、庶務は事務長を補佐する。
- 監事は本会の会務及び会計を監査する。
- 第17条 役員は任期は1ヵ年とする。ただし再任を妨げない。
- 補欠によって就任した役員は前任者の残任期間とする。役員は任期満了であっても、後任者が決まるまでは、その職務を行うものとする。
- 第18条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は会長がこれを推薦委嘱する。顧問は本会の諮問に応じ、参与は本会の会務に参与する。

第4章 会 議

第19条 本会の会議は総会、運営委員会並びに役員会とする。

第20条 総会は年1回とする。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

2 次の事項は総会に諮らなければならない。

- (1) 役員承認
- (2) 事業の計画及び予算決算
- (3) 会則の変更
- (4) 会費の決定
- (5) その他の重要事項

3 総会には書記、署名委員を置き、会長が委嘱する。

第21条 運営委員会は総会に次ぐ決議機関で、この会の役員、各地区会班長・副班長、各専門部長・副部長、各学年会長をもって構成し、必要に応じ会長が召集する。運営委員会は次の事項を審議する。

- (1) 総会から委任された事項
- (2) 各専門部、各地区会、各学年会より提示された活動計画及び連絡調整並びに会務運営上必要な事項
- (3) 総会に付議する議案の審議その他の重要事項
- (4) 役員補充
- (5) 諸規定の改正に関する事項

第22条 役員会は役員をもって構成し、会務執行に関し連絡協議する。

第23条 総会、運営委員会並びに役員会は会長がこれを召集する。運営委員会及び役員会の議長は会長がこれに当り、総会の議長はその都度出席者より選ぶ。

第24条 会議は出席者の過半数の同意で決める。可否同数のときは議長がこれを決する。

会長から特に出席を求められた者は会議に出席して意見を述べることができる。ただし決議に加わることはできない。

第25条 会議についてはその要点を記載した議事録を作成し、出席者2名以上の署名を受けなければならない。

第5章 会 計

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第27条 本会の経費は、会費、寄付金または事業収入等を以てこれに充てる。

第28条 特別の事情のあるものについては、会長は役員会に諮り会費を減免することができる。

第29条 本会の収入及び支出はすべて本会の歳入歳出予算に編入しなければならない。

第30条 本会の金銭及び財産は、第8条に定めた目的達成以外の目的のために使用することはできない。

第31条 会計に関する細則は、役員会に諮って会長が別にこれを定める。

第32条 監事は毎学期1回以上本会の出納その他会計事務の監査をしなければならない。

第33条 この会則の定めたものの外、本会運営上必要な規定は、運営委員会に諮って会長が別に定める。

<附則> この会則は、昭和27年6月24日から施行する。

昭和53年12月21日	一部改正	昭和60年	4月21日	一部改正	
昭和62年	4月22日	一部改正	平成 元年	4月19日	一部改正
平成 9年	4月25日	一部改正	平成21年	4月28日	一部改正
平成27年	4月18日	一部改正	令和 3年	2月 5日	一部改正

学年会に関する規定

(組 織)

第1条 本会の学年会を次のとおりとし、それぞれ各学年所属の会員及び教職員をもって組織する。

- (1) 第1学年会 (2) 第2学年会 (3) 第3学年会

(目的・活動)

第2条 各学年会は、本会の目的遂行のため各学年会において必要な活動を行う。

(役員・任務)

第3条 各学年会に次の役員を置く。その任務は次のとおりとする。

- (1) 会 長:1名 各学年会の会務を掌理、その学年会を代表し父母教師会庶務を担う。
(2) 副会長:1名 学年会長を補佐し、学年会長事故のときはその任務を代理する。
(3) 事務長:1名 学年会長の命を受け、学年会の事務に従事する。
(4) 会 計:1名 その学年会の会計事務を行う。
(5) 監 事:2名 その学年会の会計を監査し学年会総会に報告する。
(6) 委 員:各3～4名 学級会の運営に当たる。

第4条 学年会役員の選出及び任期は次のとおりとする。

- (1) 学年会役員は各学年会総会において選出された学級委員の中から互選する。
(2) 役員の任期は1ケ年とし再任を妨げない。
(3) 年度途中において役員に欠員が生じたときは学年会の役員に限り、学年会長が委嘱することができる。
(4) 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 合)

第5条 学年会の会合は次のとおりとする。

(1) 学年会総会

- ① 学年会総会は年1回開く。ただし役員会及び学年会員1/3以上の要請があるときは臨時に開くことができる。
② 学年会総会においては学年会活動の報告企画、予算決算、役員の選出その他重要事項について協議する。
③ 学年会総会は出席者の過半数で議決する。

(2) 学年会役員会

- ① 学年会役員会は必要に応じ、各学年会会長が招集し学年会総会の付託事項及び緊急重要事項について協議する。
② 学年会役員会はその学年会の全役員をもって構成し1/3以上の出席で成立し出席者の過半数で議決する。

(3) 学年協議会

- ① 学年協議会はその学年の生徒の父母、担任教師との提携を一層緊密にし、教育効果を挙げるため学校との連絡のもとに毎学期1回以上開く。

(会 計)

第6条 学年会の会計について次のとおりとする。

- (1) 学年会の運営のため、学年会費を拠出し充当する。ただし、教職員についてはこれを除く。
(2) 学年会費の額は毎年はじめの総会で定める。
(3) 学年会の会計年度は本会に準ずる。

(諸帳簿)

第7条 各学年会には次の諸帳簿を備え置くものとする。

- (1) 会員名簿及び役員名簿
(2) 議事録及び必要な資料
(3) 会計簿及び関係書類
(4) その他学年会として必要なもの

<附則> この規定は昭和27年6月24日から施行する。

平成14年 4月26日 一部改正 平成27年4月18日 一部改正

令和 3年 2月 5日 一部改正

専門部に関する規定

第1条 本会に次の4つの専門部を置く。

- (1) 総務部 (2) 文化部 (3) 保健体育部 (4) 校外安全指導部

第2条 前条の規定による各専門部は次の事項を所管する。

(1) 総務部

- ① 教育施設等の整備充実に関する事項
- ② 会員の名簿作成
- ③ 会の財政
- ④ 会報の発行。その他広報活動
- ⑤ 他の専門部に属さない事項

(2) 文化部

- ① 会員の教養、研修に関する事項
- ② (校内を主とする) 生徒の諸活動への協力奨励
- ③ その他の文化事業に関する事項

(3) 保健体育部

- ① 体育振興に関する事項
- ② 保健衛生に関する事項

(4) 校外安全指導部

- ① 校外活動を主とする生徒の健全育成並びに校外生活の善導に関する事項
- ② 交通事故、災害による事故、その他の事故の防止並びに生徒の安全指導に関する事項
- ③ 生徒の安全指導並びに健全育成に関する事項

第3条 各専門部は専門部員若干名を以て組織する。

専門部員は各学級から1名ずつ選出する。任期は1ヵ年とし、次期部員決定まではその職務につくものとする。

第4条 専門部員は自主的にその部に属する事項の調査研究、企画及び執行にあたり、ともに会長に対し意見を具申し会長の諮問に応ずるものとする。

第5条 各専門部に部長1名、副部長2名を置く。部長は父母教師会役員が担う。副部長は各専門部で互選する。

第6条 部長はその部に属する事項を統轄しその部を代表する。副部長は部長を補佐し、部長事故ある時はこれに代わる。

第7条 専門部は必要に応じ随時会合を開き事前に会長に連絡する。

専門部の会合は部長が招集し会議の議長となる。

専門部員は3名以上の同意があれば部長に対し会合の開催を要求することができる。

会長において必要ある時は部長に対して会合の開催を要求することができる。

部長が前2項の規定によって会合の開催の要求を受けたときは直ちに会合を開かなければならない。

第8条 2つ以上の専門部に関係のある事項が生じたとき、部長は関係専門部の部長と協議し合同の会合を開くことができる。

第9条 会合の議事は出席者の過半数の同意で決める。可否同数の場合には議長がこれを決める。

第10条 専門部において協議の結果必要と認めたときは、部長は会長に役員会の開催を要求することができる。

第11条 この規定に定めるものの外、専門部の運営に関し必要な事項は各専門部において適宜に定めることができる。

<附則> この規定は、昭和27年6月24日から施行する。

昭和53年12月21日 一部改正 昭和55年 4月25日 一部改正

平成30年 4月14日 一部改正 令和 3年 2月 5日 一部改正

地区会に関する規定

(組 織)

第1条 この会に次の地区会を置く。地区会はそれぞれの地区の会員をもって組織し、地区会との連絡上、担当の役員を置く。連絡先は地区班長宅とする。

○住吉一地区会 ○住吉二地区会 ○大橋地区会 ○水明一地区会 ○水明二地区会
○駅前北通り・東中里地区会 ○南中里地区会 ○開北一地区会 ○開北二地区会

(目的・活動)

第2条 地区会は、本会及び学校との連絡提携を緊密にし、本会の目的遂行のため、地区において必要な活動を行う。

(役員・任務)

第3条 各地区会に班長1名及び必要に応じて役員(副班長、会計、監事等)を置く。

第4条 地区役員の選出、任期は次のとおりとする。

- (1) 地区役員は本会総会前に各地区総会において選出し、班長1名を本会会長に報告する。
本会会長は総会においてこれを委嘱する。
- (2) 役員任期は1カ年とし、再任を妨げない。
- (3) 年度途中において役員に欠員が生じたときは、その地区の役員会に諮り、地区会班長が決定することができる。
- (4) 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会 合)

第5条 地区会の会合は次のとおりとする。

(1) 地区会総会

- ① 地区会総会は、毎年2回以上開く。ただし、役員会及び会員の1/3以上の要請があるときは臨時に開くことができる。
- ② 地区会総会においては地区会活動の報告・企画・予算決算・役員選出・その他の重要事項について協議する。
- ③ 地区会総会は会員の1/3以上の出席で成立し、出席者の過半数で議決する。
- ④ 地区会総会を開くときは、事前に日時、場所、議題を会長に報告しなければならない。
- ⑤ 会長が必要と認めるときは、班長に対し地区会総会の開催を要求することができる。班長は上記要求を受けたときは直ちに地区会総会を開かなければならない。

(2) 地区会役員会

- ① 地区会役員会は必要に応じ地区会班長が招集し、地区会総会の付託事項・付議事項及びその他の重要事項について協議する。
- ② 地区会役員会はその地区の全役員をもって構成し、役員1/3以上の出席で成立し、出席者の過半数で議決する。

(会 計)

第6条 地区会の会計については、次のとおりとする。

- (1) 地区会における運営その他地区生徒会の育成を図るための経費は、助成金その他をもって充てる。また、地区会の充実を図るため地区会費を徴収することができる。
- (2) 地区会の会計年度は本会に準ずる。

(諸帳簿)

第7条 各地区会には次の諸帳簿を備え置くものとする。

- (1) 会員名簿及び役員名簿
- (2) 議事録及び必要な資料
- (3) 会計簿及び関係書類
- (4) その他地区会として必要なもの

<附則> この会則は、昭和27年6月24日から施行する。

平成27年 4月18日 一部改正 *この改正は平成27年度から施行し、平成26年度から適用する。
令和 3年 2月 5日 一部改正

住吉中学校父母教師会慶弔規定

(目的)

- 1 この規定は、住吉中学校父母教師会（以下「本会」という）会員（教職員を含む）及び生徒に関する慶弔について定め、支出の基準を明確にすることを目的とする。

(定義)

- 2 前条に規定する「慶弔」とは、以下の各項に掲げることをいう。
 - (1) 会員の死亡
 - (2) 生徒の死亡
 - (3) 教職員の転退職

(支出の基準及び慶弔意表明)

- 3 前条各項に規定する慶弔に際しての支出の基準及び慶弔意表明は以下のとおりとする。
 - (1) 死亡 弔慰金 5,000 円を代表者が弔問の上、奉呈し、弔電を送る。
 - (2) 教職員の転退職 送別に当たり花束または饞別（1 人 3,000 円相当）を贈る。

(その他)

- 4 この規定によりがたい事情が生じた場合及びこの規定に改定の必要が生じた場合は、役員会で協議するものとする。

<附則>

(施行期日)

- 1 この規定は令和3年4月1日から施行する。